

駿河国風土記の山上憶良の短歌

鈴木武晴
Takeharu SUZUKI

一序

まだ知られていないけれども、万葉歌人山上憶良の作と伝えられる短歌が、『日本惣國風土記』第五十三の「薦河國スルガ（駿河國）^① 安弁郡」の条に存する。

『日本惣國風土記』については、平祖衡「辨日本總國風土記」や中山信名「前後風土記概論の辨^②」に古代の風土記とは異なる偽書と論じて以来、大方はこの説に拠る（武田祐吉『風土記』、日本古典文学大系本、新編日本古典文学全集本、荊木美行『風土記逸文の文献学的研究』など）。栗田寛は、『纂訂古風土記逸文』（明治三十一年八月十四日発行）では偽書説を肯っている。けれども、その立場は異なる。その立場は一貫して変わっていないので、後の『古風土記逸文考證』（昭和十一年五月十五日発行）に具体的に記されてい

るのによつて見ておこう。それは、『日本惣國風土記』の「伊賀国吾娥郡吾娥國」の記述についての次の発言である。

この文、惣國風土記の一本に載たれど、後人の造れるものにあらず、古風土記の文ありしに據りて、杜撰の説を加へたりと思はるゝ處あるのみ、其を省きて、よく正しよく考へなば、眞の風土記にもなりぬべきものぞ、

栗田氏以後では荊木氏上掲書が偽書説を探りつつも、『日本惣國風土記』には「部分的に古伝承を伝えたと思われる記事もある」と述べている。

『日本惣國風土記』の捉え方の問題は、『駿河国風土記』の山上憶良の短歌の把捉の問題とも密接にかかわる。よつて、本小稿は、

『駿河国風土記』の山上憶良の短歌を紹介、考察することを主眼としつつ、その問題についても小見を述べたいと思う。

二 駿河国風土記の三伝本

山上憶良の作と伝えられる短歌が収められている『駿河国風土記』の写本は、管見に入るかぎり、山梨県に次の三本が存する。

①都留文科大学所蔵『風土記 残篇』（「薦河安弁郡」）

②山梨県立図書館所蔵『駿河風土記』

③本稿者所蔵『薦河国風土記 七郡』

①の都留文科大学本は、表紙の左上に「風土記 残篇」と記され、中央より右に

山城 三河 駿河
信濃 日向 相模
加賀 下総 常陸

③の本稿者所有本は、②の山梨県立図書館本と兄弟本の関係にある。交野内匠頭のち松崎義克が書写し、その親近者と覚しい（松崎）次宏が書写した本である。異本の記述が多数見られる点に意義が認められる。

と、掲載順に九つの国名が記されている。そして、九番目の常陸国の具体的記述の後に、

三 山上憶良の短歌

如上の三本の写本いずれにも、薦河国安弁郡「思津機山」の条に、山上憶良の作と伝えられる短歌が存する。「思津機山」の条の三写本の本文を掲げれば、次のとおり。

右九冊以河村氏藏本写畢
寛政九年丁巳閏七月 稲葉通邦

とあることから、この写本形成の元になつた本、書写年月と書写者

が知られる。「河村氏藏本」とは、写本の中に説明があり、延享元年（一七四〇）に河村秀根が書写した本をいう。うち、「駿河」国の記述は「文和元年^{壬辰}四月下旬」（文和元年は一三五二年）に「朝散太夫中原師行」が校合した本の系統に立つ。

河村秀根は尾張の国学者で、その子益根と著わした『書紀集解』が知られている。秀根は享保八年（一七二三）生まれであるから、「風土記 残篇」を書写した延享元年（一七四〇）には、数え年十八。

②の山梨県立図書館蔵の『駿河風土記』は、「烏渡郡」「伊藤原郡」「富士郡」「安弁郡」「薦河郡」「志太郡」「麻賤郡」の七郡の記述から成る。この写本も文和元年の中原師行校合本の系統に立つが、明暦二年（一六五六）に中原職忠、その後萬治元年（一六五八）に後水尾院御書庫奉行であった交野内匠頭が書写した本であることが知られる。

③の本稿者所有本は、②の山梨県立図書館本と兄弟本の関係にある。交野内匠頭のち松崎義克が書写し、その親近者と覚しい（松崎）次宏が書写した本である。異本の記述が多数見られる点に意義が認められる。

①都留文科大学本

思津機山

又号青葉岡有山上憶良短歌 薦河路乃

木青葉岡尔身波礼止袖波千志恩丹或茂吉

曾云云

山上憶良の短歌の部分のみをわかりやすく漢字仮名交り文に訓み下せば、左記のようになる。

薦河路の木青葉岡に身は摺れど袖は千入に成り茂る此ぞ

②山梨県立図書館本

思津機山或ハ志豆機山
豆機山或賤波多山或思

又号ス青葉ノ岡ト有山上ノ憶良カ短哥 薦河路乃

青葉ノ岡尔身波須礼止袖波千志鬼丹成

茂古曾云々

③本稿者本

思豆機山或ハ志豆機山
豆機山或賤波多山或思豆

又號青葉ノ岡。有山上憶良ノ短歌。薦河路乃

○青葉ノ岡爾身波須礼止袖波千志鬼丹成

茂古曾云云

以上の三本の本文を校合すれば、次のようになる。

思津機山

又号青葉岡有山上憶良短歌 薦河路乃

木青葉岡尔身波須礼止袖波千志恩丹成

茂古曾云云

山上憶良の短歌と伝えられているけれども、「千入」の語は万葉集には見られない。万葉集では「八入」という（11二六二三、15三七〇三、19四一五六）。「千入」の語は、万葉集より後に用いられるようになつた語と考えられる。たとえば、『夫木和歌抄』卷第十四秋部五には、清原元輔の次のような歌が収録されている。

延喜二年十二月、前太政大臣七十賀の屏風

こむらさきちしほの色のふかれれば行すゑとほく見ゆるしら菊

(五九〇)一番歌。「延喜二年」は九〇二年)

「八入」もそうであるが、「千入」も紅色に用いられるのが通例である。しかし、当面の憶良歌は、青（緑）に対して用いられてゐる。このような用法は、たとえば『新撰和歌六帖』の第五帖に收められている「みどり」の題の一組（一八八六—九〇）の中の次の八八九番歌に見られる。

ときは色のちしほのみどり神代よりそめてふるえのすみよしの
松

この歌は、『夫木和歌抄』の一三八二一番歌に信実朝臣の作として収録されており、文治六年（一一九〇年）の作の一三八二〇番歌と宝治二年（一二四八年）の一三八二三番歌の間に存することから、詠作時期も文治六年から宝治二年の間と推察される。

「千入」の語についての以上の考察から、当面の歌は山上憶良の作ではなかろうと思う。また、詠作時期も、憶良の時代から下るであろう。

それならば誰が詠んだのか。また、なぜ山上憶良の作として伝えられてきたのか。

むずかしい問題であるけれども、その問題を解明する一つのよすがある。それは、山上憶良と同族で憶良の子孫とも考えられる山上船主が、宝亀三年（七七二）四月に甲斐国（じよう）の據に就き、宝亀十一年（七八〇）三月には甲斐国守に就任していることである（『続日

本紀』）。このように、山上憶良の血筋を引く者が東国甲斐の国に縁があつたことは看過できない。作者が山上船主であるとは言わない。けれども、作者は山上船主の子孫も含めて、山上憶良の系譜に立つ者、憶良の血筋を引く者である可能性はきわめて高いと思われる。そう考えることによつて、当歌が山上憶良の作と伝承されてきたことも得心できるのである。上述のように、「薦河路の木青葉岡に」と訓むことが許されるならば、その歌の起こしの表現は、当歌作者の先祖と覺しき山上憶良が川島皇子に代わつて詠んだ、

白波の浜松が枝の手向けくさ幾代までにか年は経にけむ

（万葉集卷一・三四番歌の異文歌）

の第二句までの土地の景物を提示する省略的表現方法に似ると言え
る。この点も小稿の如上の見方を援けよう。それは、先祖の成した
歌の系譜に立つという意味においてである。また、万葉集の卷十八
の四〇六五番歌に、憶良の子息の歌と伝えられる次のような北陸越
中での歌が収録されていることも、都から離れた地でうたわれた点
で共通しており、参考になる。

射水の郡の駅の館の屋の柱に題著す歌一首
朝開き入江漕ぐなる楫の音のつばらつばらに我家し思ほゆ

以上の考察に基づけば、『日本惣国風土記』の中の『駿河國風土記』の当該箇所が記述された時期は、万葉の古風土記（『駿河國風土記』）の成立時点より遅れると察せられる。けれども、その伝山

山上憶良短歌とその真実の詠作者は、万葉の山上憶良とその歌の生命を受け継いでいると言える。

『駿河国風土記』の伝憶良歌は、歌人の系譜と歌の伝承ということを考えさせてくれる貴重な歌である。

一〇〇四年（平成十六年）十二月三日

注

- (1) スルガコクの漢字表記は二通りある。本稿の題や論述の中では慣用的「駿河国」の表記の方を用いた。
- (2) 本稿者は、平祖衡と中山信名の掲出二論を栗田寛『纂訂古風土記逸文』所載の全文本文によつて読み、確認した。
- (3) 山上憶良の短歌の本文中の印は、その右側の字を補入することを表わす記号である。なお、右側の文字の下の「イ」は異本のイであり、異本の本文を記したものであることを示す。
- (4) 加えて、万葉集歌では「白波の浜松が枝の」と、「白波」の白に対する「浜松」の青（緑）の色が樹木の永遠性と密着して強く意識されているが、当面歌の「木青葉岡に」の表現も、樹木の永遠性と深く関連して青（緑）の色が強く意識されていると言える。このように、青（緑）の色に対する意識が共通している点も挙げられる。